

滋賀県土地開発公社の解散について

滋賀県土地開発公社（以下「公社」という。）の解散に向けた進捗状況について報告する。

1 解散および清算終了までのスケジュール

令和6年度末を目途に解散、令和7年度中の清算終了を目指し取り組む。

<スケジュール>

令和6年7月頃	公社理事会での解散同意
令和6年9月～10月	県議会9月定例会議での解散議案の上程
令和6年12月頃	総務省・国土交通省へ解散認可申請
令和7年3月末	解散認可を受け公社解散
令和7年度中	清算終了

2 公社解散に向けた県の対応

(1) 長期未利用地

- ・ 長期未利用地は、買戻しを行わず残余財産として県に引き継ぐことを前提に、令和6年度末の解散に向けて、令和6年10月末を目途に公社の県に対する債務の清算を進める。
- ・ 解散事務手続きとは別に、引き続き利活用の検討を進める。

(2) 業務の継続体制

- ・ 公社が担ってきた、公有地取得事業や土地造成事業、あっせん等事業等に係る業務を継続するために必要な庁内の体制について、引き続き検討を進める。

3 公社解散後に残余する見込みの財産

- ・ 公社解散後、残余財産については、公有地の拡大の推進に関する法律および公社定款に基づき県に帰属する。
- ・ 公社解散に伴い県での財政負担は生じない見込み。

財産区分	残余する見込みの財産
現金資産	現金：約 200 百万円
土地資産	びわこ文化公園都市用地（面積 39ha 簿価 3,370 百万円）
	竜王岡屋地区（面積 13ha 簿価 926 百万円）
	旧リゲインハウス整備用地（面積 14ha 簿価 744 百万円）
	米原駅前中核施設用地（面積 1ha 簿価 716 百万円）
	びわ細江工業団地（面積 9ha 簿価 1,410 百万円） ※事業用定期借地契約に基づく賃借料：約 28 百万円／年
その他資産	投資有価証券：約 1,000 百万円

※令和4年度決算に基づく試算値であり、今後の状況により変動する可能性あり。

【参考】長期未利用地の利活用検討状況

- ・びわこ文化公園都市用地

大半が保安林や残置森林であり、地形や接道条件等の面からも、従来のような大規模な開発は困難な状況ではあるが、都市近郊の貴重な緑地として適切に管理し、滋賀アリーナなどと連携したスポーツや健康づくりに関連する利活用も視野に入れながら、引き続き検討していく。

- ・竜王岡屋地区

大半が、市街化調整区域の保安林であることから、大規模な開発は困難な状況ではあるが、竜王町総合運動公園に隣接しているという当該地の可能性も踏まえ、竜王町とも連携し、現状を活かした利活用など、あらゆる可能性を探りながら幅広く検討していく。

- ・旧リゲインハウス整備用地

市街化調整区域の高低差のある山林ではあるが、蒲生スマートインターチェンジにも近接するという当該用地の可能性も踏まえ、東近江市とも連携し、現状を活かした利活用など、あらゆる可能性を探りながら幅広く検討していく。

- ・米原駅前中核施設用地

米原市が進める民間活力を導入した米原駅東口周辺のまちづくりとの連携を基本とし、まちづくりに当該用地が活かされるよう、市が実施した市場調査の実施結果を踏まえ、今年度に市と共同で、当該用地と隣接市有地を一体的に利用する民間事業者を公募する。

滋賀県土地開発公社のあり方について

1 滋賀県土地開発公社について

- 滋賀県土地開発公社（以下「公社」という。）は、地価の高騰や土地利用の混乱を背景に、公共用地の先行取得等を通じて、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年3月に設立された。
- 以来、公社としての専門性を発揮し、県内の道路、河川その他の公共事業に必要な用地の計画的な取得や、工業団地をはじめとする土地造成事業などを通じて、県勢発展の一翼を担ってきた。

2 公社のあり方検討について

①「外郭団体および公の施設見直し計画」（平成21年12月策定）

公社は「近年の公共事業の減少傾向を背景として、公共用地先行取得業務の必要性が低下していることから、その縮小について検討を行い、公社保有地の処分計画を策定し処分を進めるとともに、廃止も視野に入れた、土地開発公社業務の課題整理と対応検討を行い、平成25年度に方針を策定する。」

②公社のあり方に関する方針（平成26年3月策定）

「長期的な観点でいえば業務は縮小傾向となるが、現在は、滋賀竜王工業団地造成事業、新名神高速道路用地取得事業等に取り組む必要があるため、これらの事業の全ての終了が見込まれる令和5年度末を目途に、再度、公社の役割を検証する。」

③「滋賀県行政経営方針2019」（平成31年3月策定）

「公社の専門性・機動性・交渉ノウハウの需要や事業量の見通しを踏まえつつ、現事業の全ての終了が見込まれる令和5年度末を目途に公社の役割を検証する。」

- このため、平成31年4月から公社のあり方検討を開始し、議論を進め、今回、「今後の公社のあり方」としてまとめたもの。

3 今後の公社のあり方

- 公社の存在意義は、「公共用地の先行取得」であるが、地価の下落等により先行取得の意義が失われ、公社の役割や必要性が希薄化しており、主要かつ本来業務である公有地先行取得事業や土地造成事業について、今後安定的に受託できる見込みが立たない。
- また、公社は、県の公共事業における用地取得への協力という役割も担っているが、本来の役割ではないことから、今後のあり方を検討すべき時期に来ている。
- 現在、公社の財務状況は健全な状態を維持しているが、令和元年度、令和2年度と2期連続で赤字を計上しており、今後も不透明な経営状況が続くことで、存続に必要な毎年の固定費を賄えないことが想定される。
- こうしたことから、明確なビジョンをもって今後公社を活用できる見込みが立たないため、所期の役割を果たしており、また、以上のような経営上のリスクを安全に回避するために公社を解散する。

4 今後の進め方

- 今年度中を目途に、公社とともに「(仮称)解散実施計画」を策定し、具体的な解散時期や解散に向けた手続き、解散後に残余する見込みの財産の活用方針、後継組織等について明らかにしてまいりたい。
- なお、公社がこれまで担ってきた役割を県が確実に引き継げるよう、「後継組織」の設置等についても、関係部局とともに検討を進めてまいりたい。

5 公社解散後に残余する見込みの財産

財産区分	残余する見込みの財産
現金資産	現金：約 12 億円
土地資産	びわこ文化公園都市用地 (面積 39ha 簿価 3,289 百万円)
	竜王岡屋地区 (面積 13ha 簿価 926 百万円)
	旧リゲインハウス整備用地 (面積 14ha 簿価 744 百万円)
	米原駅前中核施設用地 (面積 2ha 簿価 1,129 百万円)
	びわ細江工業団地 (面積 9ha 簿価 1,410 百万円 事業用定期借地契約に基づく賃借料：約 28 百万円/年)

- ※ 令和4年3月31日時点での試算値であり、各年度の決算状況により変動する可能性あり。
- ※ 上表の資産は、公社解散後、公払法および公社定款に基づき県に帰属する見込み。
- ※ 公社解散に係る県での追加の財政負担は生じない見込み。